

聖学院大学 地域連携活動助成金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、聖学院大学(以下「本学」という。)と次条に定める地域とが連携して行う教育研究・社会貢献に資する活動に対して、本学が給付する助成金について定める。

(定義)

第2条 この規程において「地域」とは、次の各号の地域及び当該地域におけるコミュニティをいう。

- (1) 本学が所在し、又は隣接する地域
- (2) 本学と包括連携協定を締結している自治体等
- (3) 地域連携・教育センター長が認めるその他の地域

(助成金の概要)

第3条 本助成金の給付は、その給付対象として決定した活動(以下「対象活動」という。)に要した経費の全部又は一部を、給付対象者に補填することにより行う。

2 本助成金の金額及び採用件数は、次のとおりとする。

- (1) 給付金額 1件につき10万円以内
- (2) 採用件数 1年度につき3件程度

3 本助成金の給付対象活動期間は、当該年度の5月1日から2月末日までとする。

第2章 申請・決定の手続

(申請条件)

第4条 本助成金の申請の資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 学外者(前2号以外の者をいう。以下同じ。)

2 本助成金の申請対象とする活動は、第1条の目的にかなない、かつ、本学教職員及び学生と連携しながら実施する活動でなければならない。

3 本助成金を過去に受給し、又は現に受給している者が再度の申請を行うことは、可能であるものと

する。この場合においては、本学は、第6条の選考手続を、その申請の都度行う。

(申請方法)

第5条 本助成金の受給を希望する者は、指定の期日までに、別に定める申請書類を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

(選考・決定)

第6条 本助成金の給付対象者の選考は、地域連携・教育センター運営委員会で審議・決定し、大学運営委員会及び大学教授会への選考結果の報告を行う。

2 地域連携・教育センター長は、全ての申請者に対し、前項の選考結果を文書をもって通知する。

(地域活動アドバイザー)

第7条 専任教員以外の者が給付対象者に決定した場合は、専任教員1名を地域活動アドバイザーとして定める。

2 前項の地域活動アドバイザーは、給付対象者を含め、本学教職員、本学学生及び学外者が連携することにより、相互に効果が得られるよう対象活動を補佐することを任務とする。

第3章 給付

(助成内容)

第8条 本助成金の給付対象者に決定した者は、本助成金の申請に際して提出した支出予算に基づき、本学が指示する方法により、経費の請求を行うものとする。

2 本助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1)出張旅費(国内出張に限る。)

(2)印刷費

(3)通信費

(4)謝金

(5)消耗品費

(6)会議渉外費

(7)資料費

(8)その他雑費

3 飲食を伴う経費、人件費及び備品費は、請求の対象とすることはできない。

4 第2項第1号の出張旅費の内容は、次のとおりとし、当該出張旅費の請求に当たっては、別に定め

る地域連携活動出張報告書を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

- (1)交通費 実費
- (2)宿泊料 実費(1泊当たり 10,000 円を上限とする。)

5 第1項の支出予算に含まれていない経費が発生する見込みとなり、これを本助成金の一部として請求しようとするときは、あらかじめ、その詳細を明記した見積書を地域連携・教育センター長に提出し、決裁を受けなければならない。

(給付時期)

第9条 経費の請求は、原則として7月、9月、11 月及び2月の末日で締め切り、それぞれその翌月末日までに送金する。

第4章 活動計画の変更・決定の取消し

(活動計画の変更)

第 10 条 給付対象者に決定した者は、活動計画の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める地域連携活動計画変更願を地域連携・教育センター長に提出し、決裁を受けなければならない。

- (1)活動目的を変更するとき
- (2)経費の使用内訳の変更額が総経費の 50%を超えるとき

(決定の取消し)

第 11 条 地域連携・教育センター長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)対象活動を中止したとき
- (2)対象活動以外の用途で支出した経費を請求したとき
- (3)正当な理由なく第 12 条に定める地域連携活動概要報告書の提出を怠ったとき
- (4)虚偽の申請若しくは請求を行い、又はこの規程の定めを違反したとき
- (5)本学の社会的信用を害し、又は品位を損なう行為をしたとき

2 前項の取消しをした場合において、既に給付済の助成金があるときは、地域連携・教育センター長は、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第5章 受給者の義務

(報告書の提出)

第 12 条 受給者は、指定の期日までに、別に定める地域連携活動概要報告書を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

(対象活動の発表等)

第 13 条 受給者は、地域連携・教育センターが設ける活動報告の場において、対象活動の内容を発表するとともに、本学においてその成果を共有するものとする。

2 受給者が学外で対象活動を行い、又は対象活動の内容を発表する場合には、その発表媒体又は対象活動にかかる適切な媒体において、本助成金の給付を受けた活動であることを開示するものとする。

第6章 雑則

(事務担当)

第 14 条 この規程に関する事務は、地域連携・教育センターが行う。

(改廃手続)

第 15 条 この規程の改廃は、地域連携・教育センター運営委員会及び大学教授会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2023 年4月1日から適用する。